



ようこそ。越五の国へ。
シンボルマーク使用規定



目次

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 越五の国シンボルマークについて----- | 1 |
| 2 | デザインの使用について----- | 2 |
| 3 | シンボルマークの種類----- | 3 |
| 4 | 禁止事項----- | 4 |

1 越五の国シンボルマークについて

<志をひとつに。>

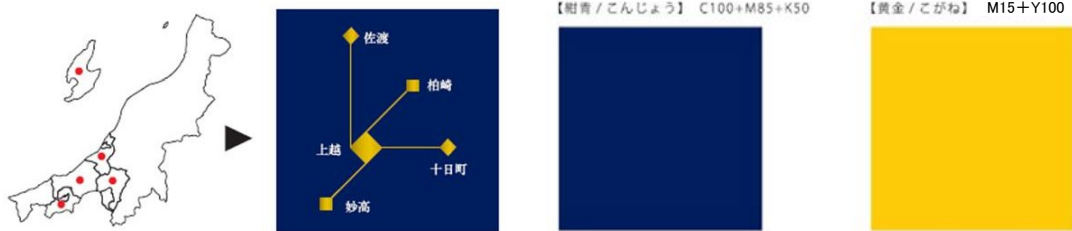


北陸新幹線開業 5 市プロジェクト。

新幹線まちづくり推進上越広域連携会議では、平成 27 年 3 月 14 日の北陸新幹線開業に向け、新潟の新しい旅の魅力を日本中の人に伝えようと、上越妙高駅を新たな「玄関口」とする上越、妙高、柏崎、十日町、佐渡の 5 市の力を結集し、歴史・自然・食を満喫できる“越五の国”を誕生させました。これまでの間、越五の国のシンボルマークを活用し、開業PR、プロモーションを展開してきました。

連携会議は当初の目的を達成したとして解散しましたが、5 市の絆の証として、このシンボルマークは越五の国の魅力を発信し続けています。




<シンボルマークの構成>



玄関口となる上越市を中央に据え、そこから延びる 4 市の場所を象徴的に表現するとともに 5 市の連携感をイメージ。日本海や雪解け水をイメージした「紺青（こんじょう）」と金色に輝く稲穂や 5 市の明るく輝く未来をイメージした「黄金（こがね）」で構成されています。


2 デザインの使用について

- 1 シンボルマークは、「越五の国」の発信にご協力いただける企業・団体、個人が自由に使用することができます。
- 2 次の場合には、使用できません。
 - ・ シンボルマーク自体を商品とし、営利行為を行うこと（例：マークをバッジやシールとして販売する等）
 - ・ 越五の国の品位を傷つける、または趣旨を妨げるおそれがあると認められる場合
- 3 シンボルマークを使用する場合は、必ずこの規定に定められた基準に従って正しく使用してください。この規定に違反する場合は、ただちにシンボルマークの使用の中止、またはその他必要な措置を行います。
- 4 シンボルマークのカラーリングは下記の指定した色での使用としてください。

| | 参考画像 | 色指定 |
|-------------------|---|--|
| フルカラー |  | C100 + M85 + K50 (文字含む) M20+Y100 |
| 2色 (グラデーションなし) |  | DIC カラー C-266 (文字含む) DIC カラー F-225 |
| モノクロ |  | K K |

3 シンボルマークの種類

用途に応じて使用してください。

| | 種類 | 備考 |
|-------|---|-------------------------------------|
| パターン1 |  | 基本形 |
| パターン2 |  | 「各市名」及び「北陸新幹線開業連携5市プロジェクト」の文字が大きいもの |

4 禁止事項

越五の国シンボルマークの使用について、下記のようなデザインの変更・応用はできません。



指定以外の色を使う



変形する



ないものを付け加える



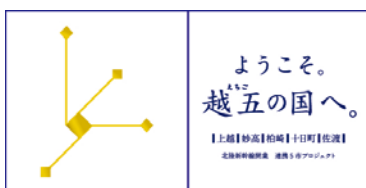
書体を変える



言葉を変える



フチどりをする



アウトライン表示をする



マークが隠れる、
他の図形と組み合わせる



比率、バランスを変える



反転する

<問合せ先>

上越市 新幹線・交通政策課

〒943-8601 新潟県上越市木田 1-1-3

TEL. 025-526-5111 E-mail kotsu@city.joetsu.co.jp